

三重県の海岸保全基本計画

三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画

概要版



三重県

1. 海岸保全基本計画とは

海岸保全基本計画とは、平成11年海岸法の改正に伴い、「美しく、安全で、いきいきとした海岸」の継承を基本理念とする国の定めた「海岸保全基本指針」に基づいて都道府県が作成する計画で、地域の意見等を反映して作成するものです。

海岸法改正においては、これまでの「災害からの海岸の防護」に加えて、「海岸環境の保全」及び「公衆の海岸の利用の適正な利用」が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の3つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すことが求められています。

三重県では、伊勢湾及び熊野灘沿岸を対象に海岸保全基本計画を策定しています。

【海岸保全基本計画策定の経緯】

昭和31年(1956年) 海岸法の制定



津波・高潮、波浪等の海岸災害からの防護
のための海岸保全の実施

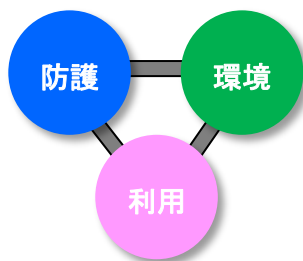


昭和28年台風13号(伊勢湾台風)



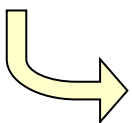
環境問題の深刻化
余暇需要の増大による海岸利用の多様化

平成11年(1999年) 海岸法の一部改正



- ・防護・環境・利用の調和の取れた総合的な海岸管理制度の創設
- ・地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- ・海岸法の対象となる海岸の拡張(一般公共海岸区域の創設)
- ・国の直轄管理制度の導入

- ・国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするため、「海岸保全基本方針」を定める
- ・都道府県知事が計画的、整合のとれた海岸の保全を行うため、「海岸保全基本計画」を定める



平成15年3月 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画策定 (愛知県・三重県)

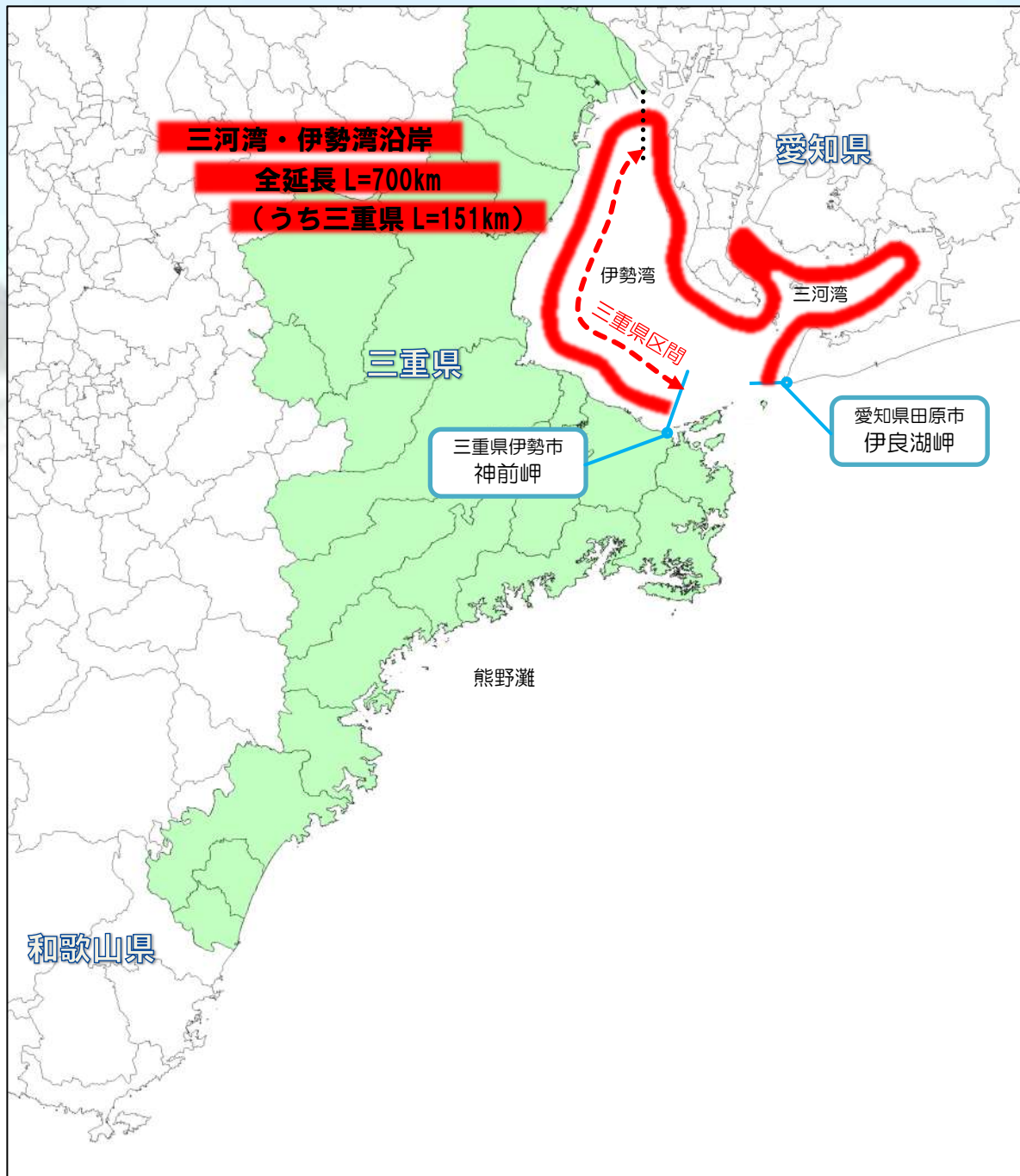
【計画の対象範囲】

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

対象範囲 愛知県田原市伊良湖岬
～三重県伊勢市二見町神前岬

沿岸市町（三重県区間6市3町）

木曾岬町、桑名市、川越町、四日市市、
鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市



2. 基本計画改訂の背景

平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という2つの外力レベルの考え方が国から提示されました。また、平成 26 年 6 月には海岸法が一部改正され、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされました。これらを踏まえ、平成 27 年 12 月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととします。

今後発生が想定される南海トラフ地震等の災害による大規模な津波、高潮等に備えるため、海岸の防災・減災対策の強化が必要



高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化への早急な対応が必要



平成 26 年(2014 年) 海岸法の一部改正

海岸の防災・減災対策の強化

- ・海岸管理における防災・減災対策の推進
- ・水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立



海岸の適切な維持管理の確保

- ・海岸保全施設の適切な維持管理
- ・地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実



- ・平成 27 年 2 月 国が「**海岸保全基本方針**」を改正

平成 27 年度 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画 見直し

3. 変更の概要

今回の計画変更では、平成27年2月に改正された「海岸保全基本方針」に基づき、「海岸保全に関する基本的な事項」に防災減災対策の強化、海岸保全の適切な維持管理について追記します。また、「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」に、津波対策を追記するとともに、海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項を追記します。

(1) 海岸の防災・減災対策の強化

①海岸管理における防災・減災対策の推進

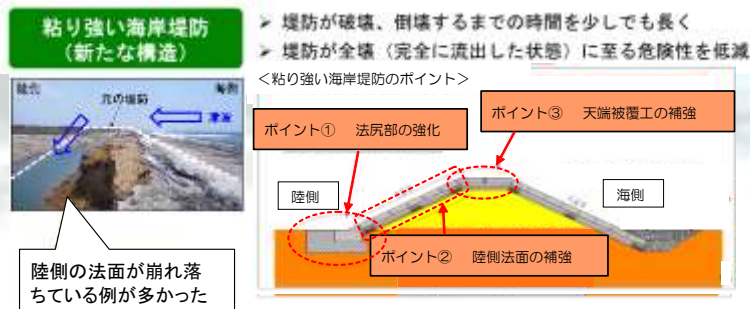
防護の目標として2つのレベルの考え方を明記

施設整備目標 海岸保全施設の整備を行う上での目標

危機管理対策目標 少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標

②水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立のため、操作に従事する者の安全確保を最優先とした管理運用体制の明記、自動閉鎖化、遠隔操作化、常時閉鎖化等を行うことの明記

構造上の工夫 ～巨大津波に対して粘り強い海岸堤防～



(2) 海岸の適切な維持管理の確保

①海岸保全施設の適切な維持管理のため、「長寿命化計画」及び維持又は修繕に関する基本的な事項の追記

②地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実のため、海岸の管理に協力する法人又は団体(NPO等)を指定



(3) その他

①外来生物対策

近年、顕在化してきた課題のひとつである外来生物対策について、取組みに位置付け

②漂着ごみ・漂着流木対策

漂着ごみ、漂着流木に対する対策について、取組みに位置付け



4. 海岸保全の基本方針

三河湾・伊勢湾沿岸保全における基本理念

三河湾・伊勢湾沿岸の「あるべき姿」とは、沿岸の人々に残る伊勢湾台風等の記憶を教訓とし、近年脅威となっている大地震への不安を払拭すべく、『災害に強い海岸』を目指すとともに、穏やかな内湾を背景として白砂青松で知られる海岸や湾内に存在する干潟や藻場などの多様な自然環境の保全・復元に努め、水辺で育まれてきた歴史的風土や生活文化・レクリエーション・産業活動などの多様な場として地域の発展に寄与するなど、これらが地域の特性をいかしながら沿岸全体にバランスよく調和されることである。

このため、沿岸域の諸問題を総合的にとらえ、関連組織をお互いに強調・連携を図りながら、地域住民とともに全国に誇れる安全で魅力ある三河湾・伊勢湾沿岸を創造し、良好なかたちで将来に引き継ぐものとする。



防護



環境



利用

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

防護面

海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査を行い適切な対策を実施する。また、対策の実施にあたっては、河川、港湾、漁港等の各管理者ならびに関係機関と連携し、事業を進めていくものとする。

(1)高潮対策の目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）

最も沿岸に被害を与えた伊勢湾台風・昭和28年13号台風規模を基本に、伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえた高潮に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標

（危機管理対策目標）

想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

(2)地震・津波対策の目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）

南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波（レベル1(L1)津波）に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標

（危機管理対策目標）

発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（レベル2(L2)津波）に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

(3)海岸侵食対策の目標

現状の汀線を保持・保全すること、または目的に応じて復元することを目標とする。

目標を達成するための施策

1. 高潮災害への対策

- (1) 海岸保全施設等による高潮災害に対する防護機能の向上
- (2) 砂浜・松林等の自然防災機能の活用
- (3) 沿岸の土地利用変化に対応した高潮対策

2. 地震・津波災害への対策

- (1) 海岸保全施設等による地震・津波災害に対する防護機能の向上
- (2) 施設の耐震安定性の確保

3. 海岸侵食への対策

- (1) 砂浜の保全・復元
- (2) 施設の洗掘対策

4. 総合的な危機管理対策の推進

- (1) 地域防災体制強化の推進
- (2) 施設の適切な維持管理・運用体制の構築
- (3) 危機管理対策の推進
- (4) 防災教育の推進

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

環境面

海岸環境の整備及び保全の目標

沿岸域における自然環境が、質・量共に生物にとって十分良好な状態で維持されることを目指し、沿岸住民と海岸環境の共生のために広域的・総合的に取り組んでいくものとする。

目標を達成するための施策

1. 広域的・総合的な取組み

(1) 一体的・計画的な事業の推進

2. 良好な生物・生息環境の保全・復元

- (1) 良好な自然環境の保全・復元
- (2) 生物の生育・生息環境に配慮した海岸整備の推進
- (3) 水質・底質の改善
- (4) 漂着流木等の対策

3. 海岸景観の保全・復元

- (1) 自然公園・砂浜や松林等、優れた海岸景観の保全・復元
- (2) 景観に配慮した海岸保全施設の整備

4. 自然と沿岸住民の共生

- (1) 自然保護活動の推進
- (2) 沿岸域の文化の保存・継承・創造

利用面

適正な利用の目標

背後地の利用状況や利用者のニーズに配慮し、沿岸域の有効かつ適正な利用を目標として、海岸利用の快適性・利便性・有効性を高めるべく整備を行うこととする。

目標を達成するための施策

1. 沿岸域の有効かつ適正な利用

- (1) 港湾利用、漁港・漁場利用の促進
- (2) 多様なメディアによる海岸利用のPR

2. 地域社会に密着した海岸空間の形成

- (1) アクセスしやすい海岸の整備
- (2) 各種施設へのユニバーサルデザインの採用
- (3) 地域文化の保存・継承・創造
- (4) 快適な海岸利用のための利便設備の整備
- (5) 周辺地域との連携

3. 様々な海岸利用者の共存

- (1) 利用者のマナー向上
- (2) 多様化する海岸利用の共存

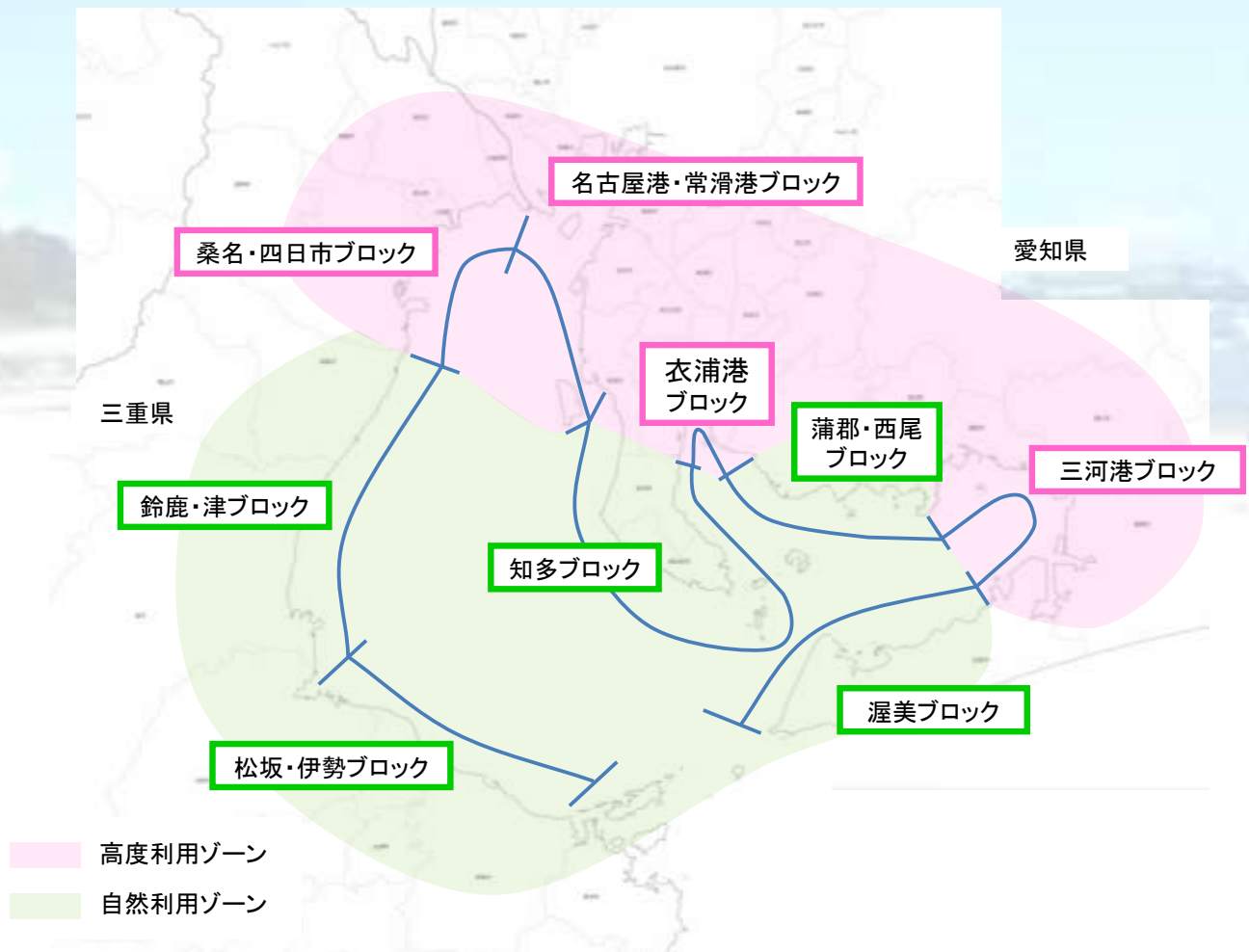
三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

【沿岸域のゾーニング・ブロック区分】

高度利用ゾーン：三河湾・伊勢湾沿岸の生産・物流・交流機能は主に港湾を拠点として形成されているため、ゾーン内に配置されている名古屋港・四日市港・衣浦港・三河港の4つの港湾を中心としたブロックを設定する。(4ブロック)

自然利用ゾーン：ゾーン内において、位置的条件等の地域特性を考慮してブロックを設定する。(5ブロック)

ブロック区分においては、地域を特徴付ける指標として、以下の項目を整理することによりブロックを区分し、さらにはブロック毎の海岸保全の方向性を決定していく。



三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

【ブロック毎の施策】

桑名・四日市ブロック（高度利用ゾーン）		
防 護	環 境	利 用
<p>「背後に集積した人口・資産の安全を確保する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ わずかに残る砂浜の保全・復元 	<p>「わずかに残された自然環境の保全・復元」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に関する関係機関連携 	<p>「港湾利用とレクリエーション活動の適正化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進 ■ パブリックアクセスの確保 ■ 水際線を活用した空間整備の推進

鈴鹿・津ブロック（自然利用ゾーン）		
防 護	環 境	利 用
<p>「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ 砂浜の保全・復元 	<p>「白砂青松の海岸の保全・復元」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携 	<p>「各種利用活動の共存・モラルある海岸利用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種利用活動への配慮 ■ アクセスの確保・利用施設の整備 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進

松阪・伊勢ブロック（自然利用ゾーン）		
防 護	環 境	利 用
<p>「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 	<p>「ウミガメのやってくる砂浜等の自然環境・美しい景観の保全・復元」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 美しい海岸景観の保全 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携 	<p>「各種利用活動の共存・モラルある海岸利用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種利用活動への配慮 ■ アクセスの確保・利便施設の整備 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進